

小松島市国民健康保険だより

市国保への加入を忘れていませんか？

日本では、すべての方がいずれかの医療保険に加入する「国民皆保険制度」となっているため、小松島市に住所を有する74歳以下で職場の健康保険などに加入していない方は、小松島市国民健康保険（市国保）に加入しなければなりません。

会社を退職して健康保険がなくなったときなどは、14日以内に市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口 TEL32・2113 / FAX35・0173）で加入の手続きをしてください。

※届出が遅れた場合は、保険税をさかのぼって納めていただくこととなります。

被保険者証の窓口交付を希望する場合

必ず顔写真付の身分証明書（運転免許証、パスポートなど）をご持参ください。また、代理の方が届出をする場合は、代理の方の身分証明書（顔写真付）をご持参ください。

加入するとき

【他の市区町村から転入】印鑑

【職場の健康保険をやめた】

健康保険資格喪失証明書・印鑑

【子どもが生まれた】印鑑

【任意継続の期間が満了】

健康保険資格喪失証明書または任意継続の保険証・印鑑



各種届出と持参物



やめるとき

【他の市区町村に転出】保険証・印鑑

【職場の健康保険に加入】

加入した職場の保険証・
保険証（市国保）・印鑑

【市国保の加入者が死亡】

保険証・印鑑

入
社
式



その他

【保険証を紛失】

顔写真付の身分証明書・印鑑

【市内で住所を移転】保険証・印鑑

【修学のため別住所を定めた】

在学証明書・印鑑



新しい被保険者証を
3月末までにお届け

現在、市国保加入者にお渡ししています被保険者証の有効期限が平成26年3月31日までのため、3月末日までに新しい被保険者証を原則として世帯主あてに特定記録郵便で送付する予定です。

被保険者証が届かない場合や、記載内容にご不明な点がありましたら、市健康増進課国保担当までお問い合わせください。

お問い合わせは、市健康増進課国保担当（TEL32・2113 / FAX35・0173）まで。

